

2009年(平成21年)9月8日 火曜日

Q 夫との間には小学6年生の子どもがいます。夫は1年ほど前に家出をし、その後音信がなく行方がわかりません。パチンコや競輪などの賭け事に熱中して家族の生活を顧みなかったのですが、消費者金融からの督促もあります。離婚したいと思っていますが、どうしたらよいでしょうか。

### 音信不通の夫と離婚したい



なります。裁判上の離

婚原因については、民「悪意の遺棄」とは、法770条に「悪意に正当な理由なく同居・遺棄されたとき」「生協力・扶助義務を怠る死が3年以上明らかであることをいいます。夫婦姻を継続し難い重大な家出をしても直ちには「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」とい

## 裁判上の手続きを

ンコや競輪などのため行われます。これは裁判所に借金をして1年間も家出をしたという場合には、「悪意の遺棄」があるか、「婚姻を継続し難い重大な事由」があり、2週間経過すれば送達し、第1回期日に夫が出

常は訴訟を提起する前に調停の申し立てをする必要がありますが、行方不明の場合はその事情を述べて初めから離婚訴訟を提起することができ、後日判決が出され、判決が出たら2週間後確定します。

離婚訴訟は、被告である夫に訴状が送達される必要がありますが、行方不明ですので、公示送達という方法で(弁護士 松田健太郎)